

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営地域ため池総合整備事業塩江北部地区（農業用ため池の改修））計画を平成26年8月1日変更した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成26年8月14日から同年9月3日まで縦覧に供する。

平成26年8月8日

香川県知事 浜 田 恵 造